

# 令和3年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和3年11月16日（火）

【開会】 16時00分

【閉会】 16時13分

【場所】 中原区役所 501会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 高橋 美里

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 森 有作

学校教育部長 大島 直樹

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

指導課長 細見 勝典

学事課長 新田 憲

学事課担当課長 高野 誠

生涯学習推進課長 箱島 弘一

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 畑山 拓登

## 【署名人】

委員 田中 雅文

委員 岩切 貴乃

(16時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、16時00分から16時20分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と岩切委員をお願いいたします。

## 5 議事事項

議案第35号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

それでは、議事事項に入ります。

「議案第35号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、指導課長、お願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、議案第35号「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課長から御説明申し上げます。

**【細見指導課長】**

それでは、規則改正の概要について御説明申し上げます。

議案第35号資料をごらんください。「1 経過」でございますが、(1) P T A会費については、これまで保護者の振込手続や手数料負担軽減などの観点から、多くの学校において、学校徴収金と合わせて口座引き落としをした後、教職員等がP T Aの口座に振替の処理を行っているところでございます。また、(2)として、本件については、令和3年3月5日付の市民オンブズマン調査結果において、学校における事務取扱の改善が必要であるとの御指摘をいただいております。当該業務の取扱いの改善が求められているところでございます。なお、指摘事項につきましては、1枚おめくりいただきまして、2枚目に「令和3年3月5日付 市民オンブズマン調査結果（抜粋）」がございましたので、後ほど御参照ください。

1枚目にお戻りいただきまして、次に、「2 規則改正について」でございますが、(1)として、このたび、P T A会費の収納等に関する事務を明確化するため、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則を制定するものでございます。(2)として、改正の内容でございますが、P T Aの会費を学校が徴収するためには、学校がP T Aから会費徴収事務についての委託を受けてこれを承諾し、遂行する関係となることから、その前提として、そもそも当該事務が校務として明確に位置づけられている必要がございます。そこで、「1」として、P T Aの代表者からの委任に基づき、学校が処理する会費の収納及びP T A口座への入金事務を学校の管理運営に関する規則上に校務として位置づけ、「2」として、当該校務を学校が責任を持って処理することを今回新たに規定するものでございます。(3)として、本規則改正後には、取扱い等に関する要綱を制定するとともに、円滑な業務遂行に向け、学校及びP T Aへの周知・説明を行ってまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、議案書の4ページをごらんください。制定理由でございますが、「P T Aの会費の収納等の見直しを行うため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

はじめに「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」でございます。第13条の改正でございますが、6ページの第14条の2の改正に伴い、第13条第2項における引用条文の規定の整理を行うものでございます。第14条の2及び6ページの第14条の3の改正でございますが、14条の2を14条の3に繰り下げるとともに、先ほど御説明いたしましたP T A会費の収納等に関する規定を新たに第14条の2として加えるものでございます。

1枚おめくりいただき7ページでございますが、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」

でございますが、改正の内容は先ほどの「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」とほぼ同じでございますが、第22条の2にPTA会費の収納等に関する規定を新たに加えるものでございます。

2枚おめくりいただき9ページでございますが、「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」でございますが、改正内容は先ほどの「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」とほぼ同じでございますが、第19条の2にPTA会費の収納等に関する規定を新たに加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。附則でございますが、第1項は、この規則の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。第2項は、経過措置でございますが、本改正の趣旨は、PTA会費の収納等について規則上の根拠を明確にすることでございますが、この趣旨を考慮し、この規則の施行期日である令和4年4月1日前であっても、各学校において準備が整いましたら、この附則の規定を根拠としてPTA会費の収納等を行うことができるとするものでございます。

議案第35号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。  
岩切委員、どうぞ。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございます。

1点質問です。この改定というのは、現状に即した内容に変更するという理解で合っていますでしょうか。

**【瀬川庶務課担当課長】**

内容といたしましては、現在もPTAの会費の徴収を学校のほうでやっておりますけども、そこについて、先ほど経過でお話ししました市民オンブズマン、苦情の関係がございましたが、そこについては特段、それが駄目だということで論じられておりません。

ただ、独立の団体であるPTAの会費の徴収を学校の職員がやっているというところで、それは頼まれてやっている関係にあるので、そこについて法律上の明確な根拠をつくったほうが良いという御指摘がございましたので、現状その形で事務をしておりますので、そこを明確にする形で規則上、今回位置づけるという内容でございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。  
他には。石井委員。

**【石井委員】**

代表者から市への委任に基づきという御説明がありましたけど、その委任というのは書面か何かでされるのでしょうか。

**【高野学事課担当課長】**

書面かどうかの御質問に関しましては、委任状という形で定めまして、代表者から頂けるということで進めています。

**【石井委員】**

はい、ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員。

**【高橋委員】**

御説明ありがとうございました。

委任に基づきということが入っているので、学校が必ずやらなくちゃいけないというわけじゃなくて、PTAからお願いされたらやりますよ、そのやることは法的に根拠がある学校の先生の仕事ですよ、ということをお聞きした、という理解で合っていますでしょうか。

**【瀬川庶務課担当課長】**

今、御質問がございましたとおり、あくまでも条文上、委任に基づきということですので、そこを従来からそういう意識ではやっていたけど、オンブズマン調査のときにその根拠が何かと問われたときに、前からそういうふうにありますということで、不明確だったものですから、その部分についてははっきりと学校とは別の団体であるPTAの会費を徴収するために、あくまでも依頼に基づいてそれを行うという形で明確にして、それを受けてやるときには校務として、公務員の公務ではなくて、学校の校務として、その事務については規則上ちゃんと位置づけて、それで正当に、明確にできるという根拠をつくるというのが今回の改正の趣旨でございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

他に。田中委員。

**【田中委員】**

御説明ありがとうございます。

1点だけ確認したいのですが、この業務が、現状、その学校教職員から負担になっているというような声は特にないと考えてよろしいでしょうか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

生涯学習推進課長です。

昨年、オンブズマン調査のところで学校長も一緒に来られていて、先ほど指導課長の説明にあった多くの学校で、今、学校徴収金を振替の処理をやっているので、それに伴ってこのPTA会費を処理している。先ほど、委員からの御質問の中にも、従前の業務と負担感はどうかみたいな御質問があったと思いますが、従前からやっている学校が非常に多いです。ほとんどの学校でやっているということが分かってきておりますので、その部分をオンブズマンの指摘のところから、法的にできるように根拠づけをするというのが今回の指摘でございます。

以上です。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいでしょうか。

それでは、議案第35号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第35号は原案のとおり可決いたします。

## 6 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時13分 閉会)